

根室市介護サービス事業者対策協議会会則

(名称)

第1条 本会は、根室市介護サービス事業者対策協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、介護事業者個々では解決が困難な課題について、事業者が一丸となって解決を図ることを目的とする。

(会員)

第3条 協議会の会員は、根室市内で事業展開をしているか、あるいは今後予定している機関とする。

2 協議会の目的に賛同する事業者であるならば、既存・新設の別を問わない。

(事業内容)

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 介護サービス事業者として、利用者へきめ細かな介護サービスの提供を行うための介護人材の確保をはじめ、諸課題の解決を図ること。
- (2) 会員間の連携を深めるための活発な情報交換を行うこと。
- (3) その他、第2条の目的を達成するために必要と認める事業の実施に関すること。

(役員)

第5条 協議会に、次のとおり会長、副会長、会計及び監査を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 1名
- (4) 監査 1名

2 会長、副会長、会計及び監査は、会員の互選によって決定する。

(オブザーバー)

第6条 会長は、必要に応じて市関係者に対して、協議会の活動にオブザーバーとして参加を求めることができる。

(事務局)

第7条 協議会の庶務及び会計事務を行うため、事務局を置く。

2 事務局の運営に関して、必要な事項は会長が別に定める。

第8条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この会則は、令和3年7月15日から施行する。